

浦 監 第 285 号  
令和 5 年 10 月 3 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

#### 監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査  
(令和4年4月1日～令和5年2月28日及び令和5年3月31日)

2. 監査対象部課 財務部

3. 監査結果公表年月日 令和5年7月26日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	財産管理課所管の市民が利用する際のコピー機使用料の釣銭について、会計管理者から釣銭として交付されておらず、釣銭としてコピー代金（10,000円）による対応を行っていた。コピー機使用料の釣銭について、浦安市会計事務規則等による適正な取扱いを行うよう改善されたい。 (指摘事項：財産管理課)	浦安市会計事務規則等に則り、会計管理者より釣銭の交付を受けるよう改善しました。